

令和2年度 第1回

高松市国民健康保険運営協議会

日時：令和2年6月24日（水）書面発送

場所：書面会議

目 次

ページ

報告事項

- 1 令和元（平成31）年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
決算見込みについて 1
- 2 令和2年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算について 6

諮問事項

- 1 令和2年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）
について 7

1 令和元（平成31）年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定） 決算見込みについて

(1) 国保加入者の状況について ※（ ）は前年度比

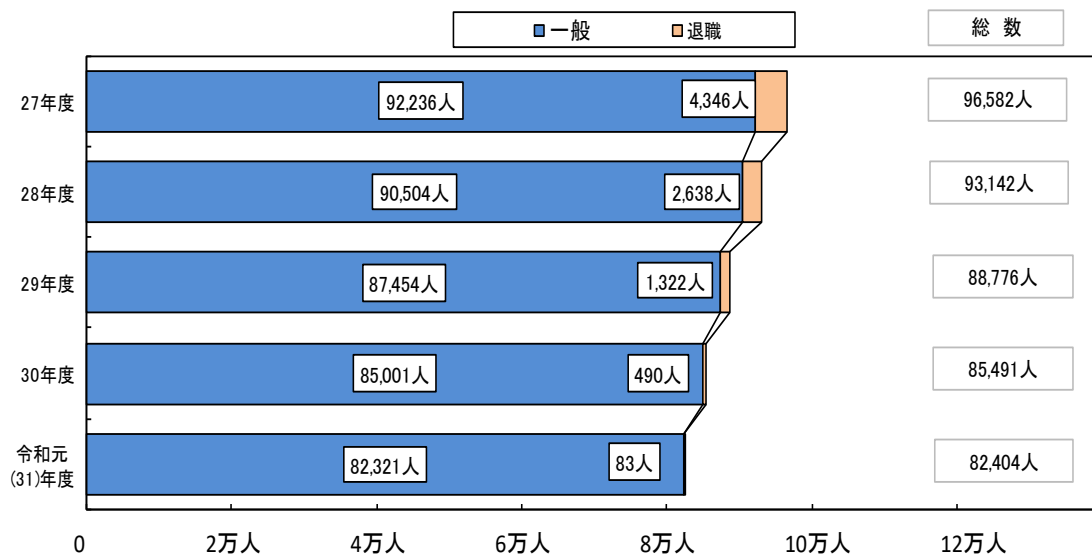
本市の国保加入者は、令和元（平成31）年度の平均で、世帯数は53,816世帯（2.2%減）、被保険者数は82,404人（3.6%減）であり、全市人口の418,664人に対して19.7%の割合となっています。

また、被保険者は、平成30年度に比べ、一般で2,680人減（3.2%減）、退職で407人減（83.1%減）となっています。

なお、国保の介護保険第2号被保険者は1,044人減（4.0%減）です。

世帯数、被保険者数の年度別推移

区 分	世帯数		被 保 険 者 数 （人）										国 保 加入率 (%)	
			総 数		一 般			退 職			介護第2号 (再掲)			
	前年度比	前年度比	前年度比	構成比	前年度比	構成比	前年度比	構成比	前年度比	構成比				
27年度	59,546	-	96,582	-	92,236	-	95.5	4,346	-	4.5	31,009	-	32.1	22.9
28年度	58,214	97.8	93,142	96.4	90,504	98.1	97.2	2,638	60.7	2.8	29,099	93.8	31.2	22.1
29年度	56,346	96.8	88,776	95.3	87,454	96.6	98.5	1,322	50.1	1.5	27,171	93.4	30.6	21.1
30年度	55,044	97.7	85,491	96.3	85,001	97.2	99.4	490	37.1	0.6	25,866	95.2	30.3	20.4
令和元 (31)年度	53,816	97.8	82,404	96.4	82,321	96.8	99.9	83	16.9	0.1	24,822	96.0	30.1	19.7



(2) 歳入について

歳入は、被保険者が負担する保険料と県から交付される県支出金を財源とするほか、一般会計からの繰入金等があります。

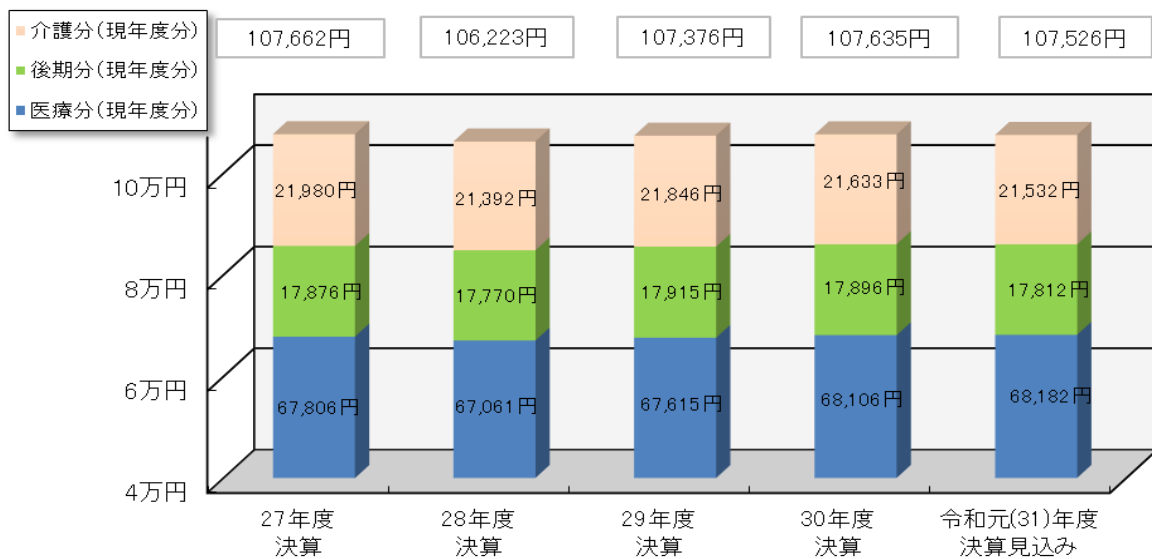
令和元（平成31）年度の保険料は、被保険者数が減少したことなどにより、総額で約2億4千万円の減となっています。

また、1人当たりの保険料調定額は、平成30年度決算と比べ、医療給付費分で76円の増、後期高齢者支援金分で84円の減、介護納付金分で101円の減となっています。

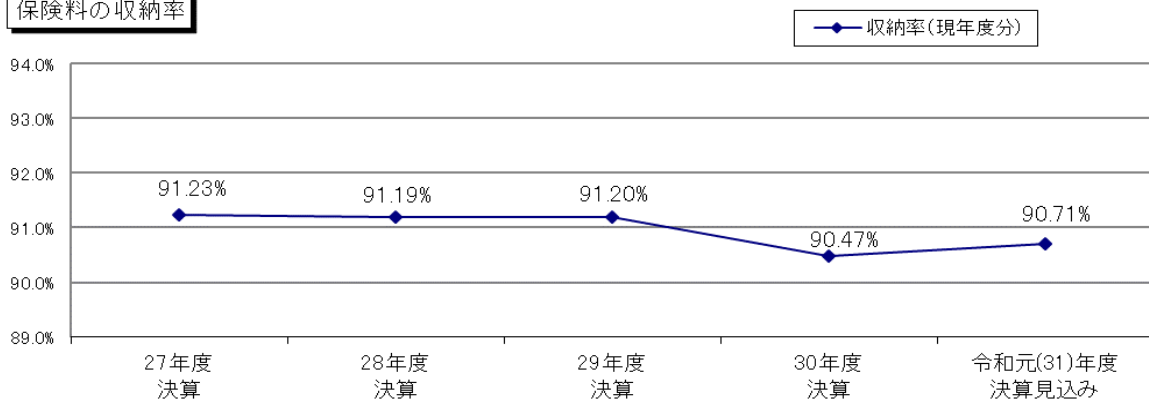
次に、保険料の収納率（現年度分）は、口座振替制度の推進や短期被保険者証及び被保険者資格証明書の活用、夜間・休日の催告及び納付相談の実施に加え、携帯端末等によるスマホ収納の導入やコンビニ収納の促進等により、収納率の向上に努めた結果、平成30年度を0.24%上回る90.71%となる見込みです。

これら保険料のほか、県支出金や一般会計からの繰入金等の収入を含めた歳入総額は約444億5,217万円となっています。

1人当たりの保険料調定額



保険料の収納率

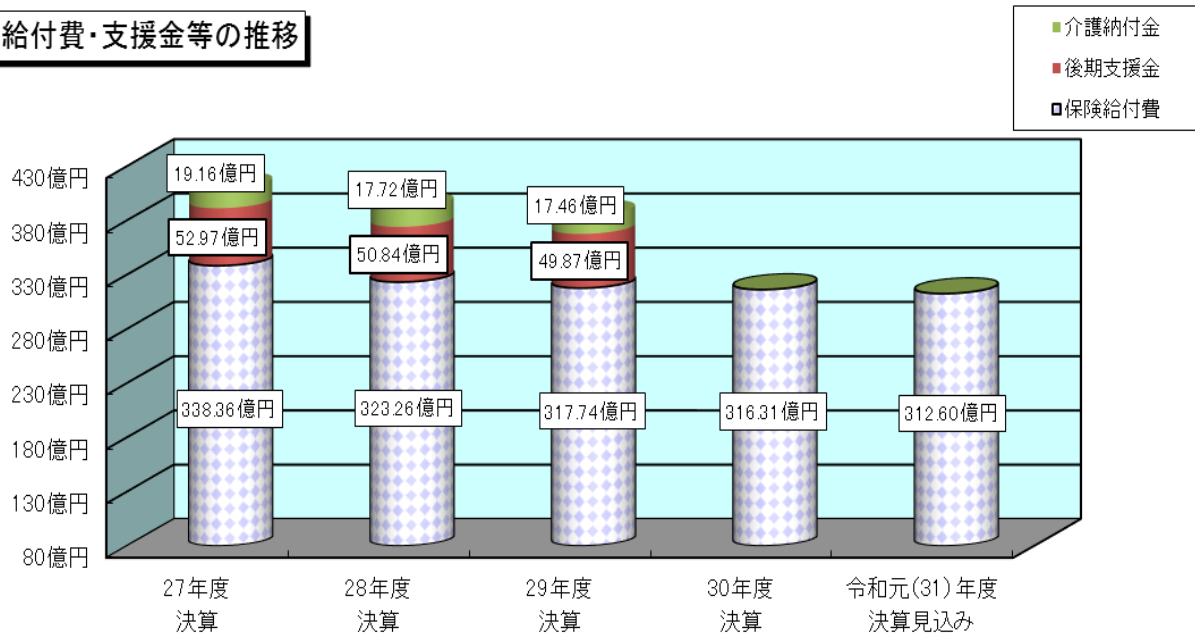


(3) 歳出について

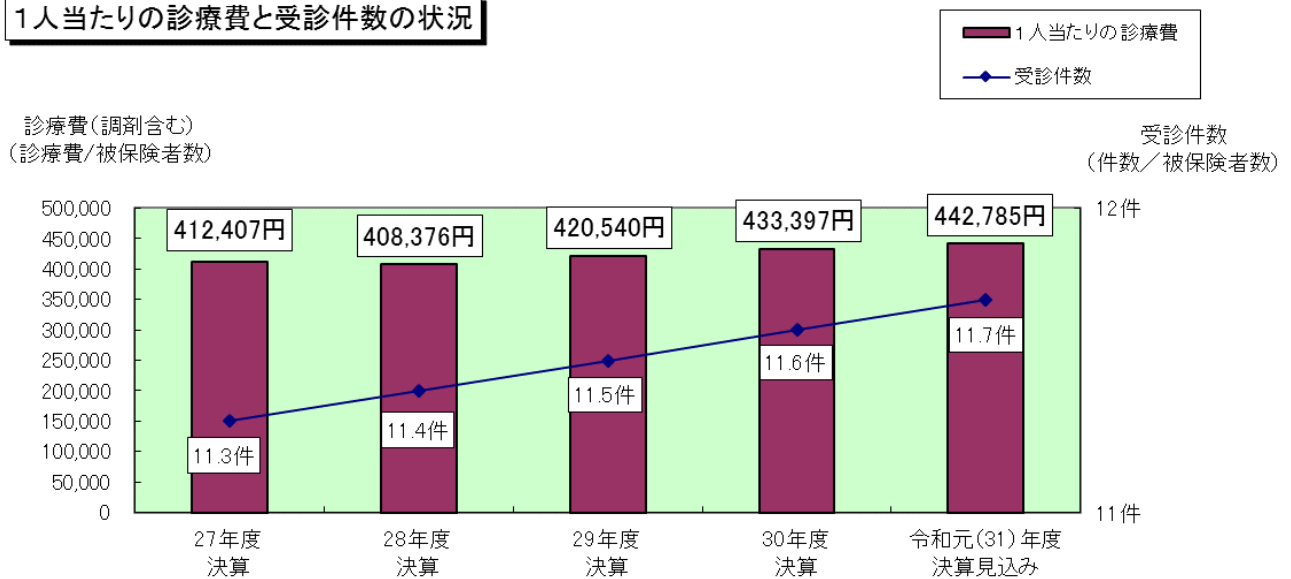
歳出の大部分を占める保険給付費は、被保険者数の減等により、令和元（平成31）年度は約312.6億円（1.2%減）となる見込みです。しかし、1人当たりの診療費は、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、年々増加しており、令和元（平成31）年度には442,785円となり、受診件数も同様に増加しております。

また、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、介護納付金と後期高齢者支援金等納付金は、平成30年度から県が支出することとなっています。

給付費・支援金等の推移



1人当たりの診療費と受診件数の状況



(4) 決算状況について

本市における令和元（平成31）年度決算では、歳入は、30年度決算と比較して、保険料が約2.4億円の減、県支出金は約3.3億円の減となり、総額で約4.6億円減の約444.5億円となる見込みです。

一方、歳出は、保険給付費が30年度決算と比較して約3.7億円の減、国保事業費納付金が約4.4億円の増となり、総額で約4.6億円減の約444.5億円となる見込みです。

なお、令和元（平成31）年度の収支については、一般会計からの法定外繰入金（いわゆる赤字補填）約20.7億円（対30年度決算比7.6%増）を繰り入れ、収支の均衡を図ることとしており、依然として国保財政は厳しい状況にあります。

令和元（平成31）年度 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算見込み

（単位：千円、％）

区 分			令和元年度 (平成31年度)	平成30年度	差引増減	増減率
歳入	保険料	医 療 給 付 費 分	5,441,822	5,607,774	△ 165,952	97.0
		後 期 支 援 金 分	1,425,442	1,477,993	△ 52,551	96.4
		介 護 納 付 金 分	506,517	530,419	△ 23,902	95.5
		計	7,373,781	7,616,186	△ 242,405	96.8
	県支出金	保険給付費等交付金普通交付金	30,966,867	31,414,024	△ 447,157	98.6
		保険給付費等交付金特別交付金	649,658	530,382	119,276	122.5
		計	31,616,525	31,944,406	△ 327,881	99.0
	繰入金	一般会計繰入金（法定内）	3,299,618	3,359,884	△ 60,266	98.2
		一般会計繰入金（法定外）	2,066,004	1,920,721	145,283	107.6
		うち地方単独事業波及増分等	257,056	243,081	13,975	105.7
		うち収支安定（赤字補填）分	1,805,195	1,137,905	667,290	158.6
		うち療養給付費負担金精算返還金	3,754	539,735	△ 535,981	0.7
		基 金 繰 入 金	0	0	0	0
		計	5,365,622	5,280,605	85,017	101.6
	繰 越 金		8,856	0	8,856	0
	そ の 他 の 収 入		87,395	75,484	11,911	115.8
	合 計		44,452,179	44,916,681	△ 464,502	99.0
歳出	総 務 費		543,582	529,692	13,890	102.6
	保険給付費	療 養 給 付 費	26,851,676	27,165,979	△ 314,303	98.8
		療 養 費	187,058	202,861	△ 15,803	92.2
		高 額 療 養 費	4,009,770	4,052,312	△ 42,542	99.0
		移 送 費	0	0	0	0
		計	31,048,504	31,421,152	△ 372,648	98.8
	国納付事業費	出 産 諸 費	92,616	95,125	△ 2,509	97.4
		葬 祭 諸 費	26,100	29,350	△ 3,250	88.9
		審 査 支 払 手 数 料	93,114	85,853	7,261	108.5
		計	31,260,334	31,631,480	△ 371,146	98.8
	国納付事業費	一般被保険者医療給付費分	9,003,636	8,645,175	358,461	104.1
		退職被保険者等医療給付費分	14,854	31,577	△ 16,723	47.0
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,388,449	2,273,642	114,807	105.0
		退職被保険者等後期高齢者支援金等分	3,709	8,612	△ 4,903	43.1
		介護納付金分	748,629	759,172	△ 10,543	98.6
		計	12,159,277	11,718,178	441,099	103.8
	そ の 他 の 支 出		488,986	1,028,475	△ 539,489	47.5
合 計		44,452,179	44,907,825	△ 455,646	99.0	
歳入歳出差引			0	※8856		

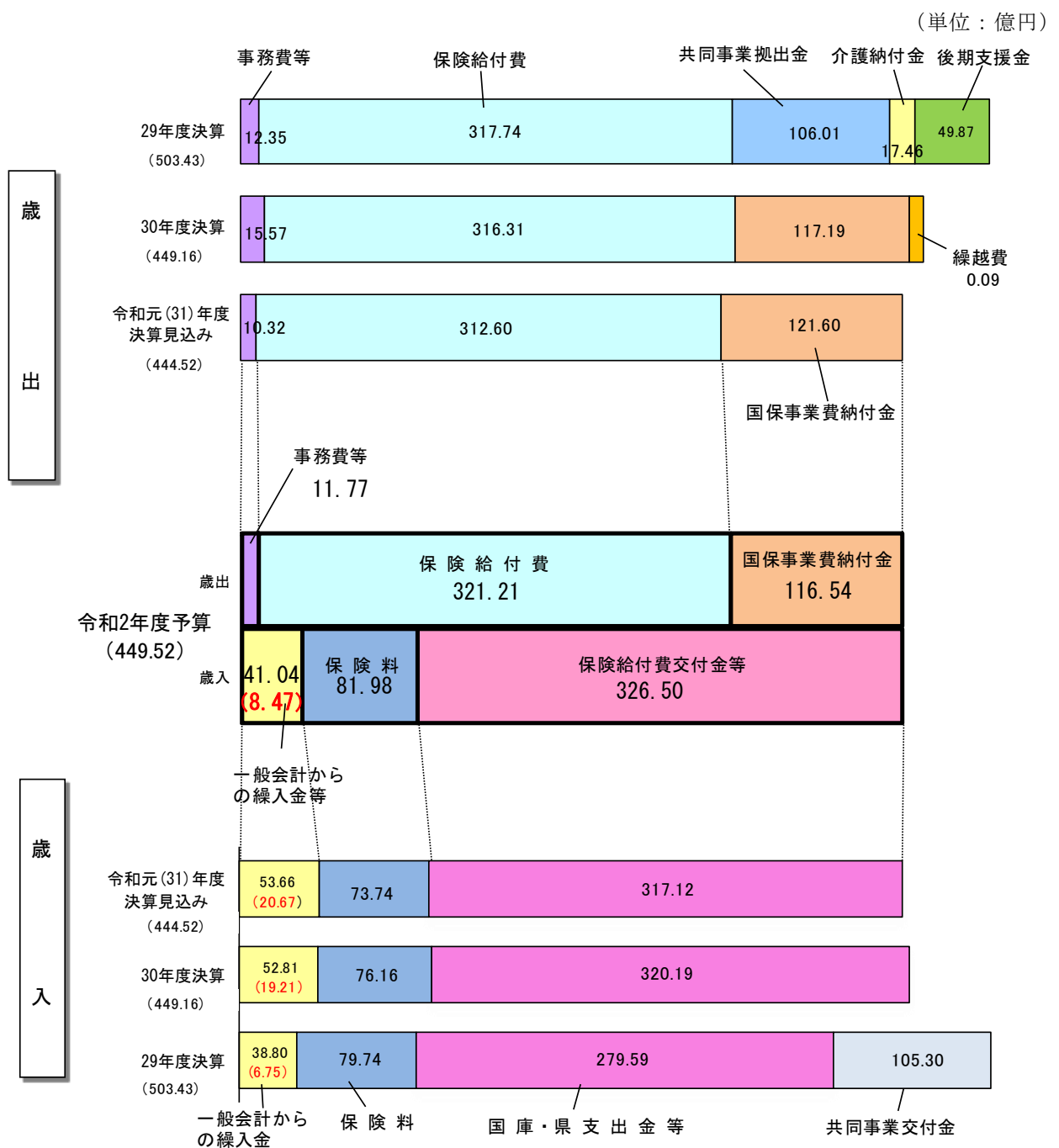
※令和元（平成31）年度への繰越
（高松市住民情報システム（保険系）改修業務）

2 令和2年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について

令和2年度の事業費は、総額で約449億円となり、令和元（平成31）年度決算見込みに比べ、約5億円の増、率にして101.1%となっております。

歳出では、保険給付費が、約321.2億円となるなど、依然として高い水準が見込まれます。

一方、歳入では、保険給付費交付金等が、令和元（平成31）年度決算見込みに比べ、増額が見込まれますものの、なお、財源不足が生じているため、保険料を増額改定することなどにより、収支の均衡を図っています。



1 令和2年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について

国民健康保険制度は、国民皆保険の中核となる医療保険であるとともに、地域住民の健康と医療を担う、地域に密着した医療保険制度であります。

しかし、被用者保険など他の健康保険制度に比べ、被保険者の年齢構成が高いことから、医療費水準が高く、また、低所得者層が多いことから、保険料の収納率が低いなど、構造的な問題を抱えております。

また、高齢化の進展や医療技術の高度化により、今後、医療給付費等が年々増嵩するものと予想されている中、必要な経費に対する財源として、県支出金等の公費を加味した上で、加入世帯の所得状況等に応じた保険料を賦課しております。

さらに、本来、保険料で賄うべき費用である保険給付費の増嵩に伴い、県に対する国保事業費納付金が増加することも見込まれますことなどから、本市では、財政収支の均衡を保ち、国保事業の安定かつ持続的な運営を図るため、毎年、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ多額の法定外繰入を行っている状況にあります。

このようなことから、本市としましては、国保財政の健全化に向け、法定外繰入を削減するため、保健事業の効果的かつ効率的な実施により医療費の適正化に努めるとともに、保険料の改定や口座振替の推進等により保険料収入の更なる確保に取り組んでまいりたいと存じます。

さらには、財政運営主体である県と連携し、新たな公費の獲得など、収入確保策の検討を加速させることにより、引き続き、安定かつ持続的な国保制度運営を推進していく必要があります。

これらのことを踏まえ、次に掲げる事項を重点項目として定め、国保事業運営の着実な取組に努め、市民の健康の保持増進と市民福祉の向上を図るものです。

重 点 項 目

項 目	概 要
1 国保財政 の健全化	(1) 中期的な医療費の推計に基づき、国、県等からの公費収入の見通しを明らかにするとともに、<u>令和2年度の保険料の増額改定を行う等、保険料の適正賦課に努めることにより、国保財政の適正化を図る。</u> (2) コンビニ収納やスマホ収納の促進等、納付方法の拡大に加え、<u>口座振替の原則化や窓口で口座振替手続を完了することができる「ペイジー口座振替受付サービス」の導入により、口座振替の推進に努める。</u> (3) 納付相談の実施や夜間収納窓口の開庁を定期的の実施するとともに、<u>保険料等納付推進員の業務を見直し、口座振替の勧奨や納付相談を中心とした電話催告を拡充するなど、積極的な納付推進に努める。</u> (4) 滞納者に対する被保険者資格証明書等の交付など、相互扶助制度の趣旨を周知徹底し、必要に応じて滞納処分を実施するなど、公平かつ公正な対応に努める。
2 国保資格 及び医療費 の適正化	(1) 保険者の事務軽減及び疾病予防や重複投薬の削減等を図るため、<u>令和3年3月を目途に、国が保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する「オンライン資格確認等システム」を導入する。</u> (2) 第三者行為による求償対象者を早期に把握するため、県主導の下、求償事務の委託先である香川県国民健康保険団体連合会との連携を強化し、医療費の適正化に努める。 (3) 保険医療機関等の診療報酬明細書及び療養費（柔道

	整復術・海外療養費）の点検を行い、医療費の適正化に努める。 (4) 被保険者の負担軽減及び保険給付費の削減を図るため、後発医薬品差額通知の送付や令和3年3月の保険証更新時にジェネリック医薬品希望シールを同封する等、ジェネリック医薬品の推進・啓発を図る。 (5) 被保険者の健康意識の向上を図るため、医療費通知を送付し、適正受診への理解を深める。
3 保健事業 の推進	(1) 医療・健診データを活用し、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施する。 (2) 目標値である特定健康診査の受診率60%を目指して、<u>令和2年4月から特定健康診査の自己負担額を無料化すること</u>で、受診しやすい環境整備を行う。 (3) 若年期からの健康意識の向上及び生活習慣病の予防に向け、<u>新たに、35歳から39歳までの健康診査を実施するとともに、人間ドックの費用助成の対象年齢を40歳以上から35歳以上に引き下げる等</u>、疾病の早期発見・重症化の予防対策を推進する。 (4) 国及び県のプログラムに基づき、医療機関と連携しながら、健診・医療情報を基に、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する。 (5) 生活習慣病の予防など、普段の生活の中での健康づくりに対する意識を高めるため、健診の重要性等についての啓発に努める。

4 広報活動 と事務改善	(1) 国民健康保険制度について市民の理解と協力を得るため、広報誌やホームページ、たかまつホッとLINE等へ掲載するなど、広報活動の充実強化に努める。 (2) 国が、各保険者事務の効率化を図る施策の一環として推進している、<u>「市町村事務処理標準システム」</u>について、財政支援が見込まれる令和4年度中の導入に向けた準備を進める。 (3) <u>新型コロナウイルス感染症対策については、国や県からの通達等を踏まえて、適切に対応する。</u>
-------------------------	--